

主な記事

- 2 保険や年金に関するお知らせ
- 4 5 「あなたらしさ」を大切に



広報 いせはら

Public Relations Paper

ISEHARA

多様性を認め合う

パートナーシップ宣誓制度を開始しました

伊勢原市人権施策推進指針(改訂版)における基本理念「人権を尊重するまちづくり」に基づき、7月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始します。

性的マイノリティや事実婚カップルの生きづらさ・困難の解消を図り、周囲の人への理解を深めていきます。

☎人権・広聴相談課☎94-4716



パートナーシップ宣誓制度とは

同性・異性を問わず、2人の市民がその自由な意思により、お互いがパートナーであることを宣誓したことに対し、市が証明するものです。

宣誓日を事前に予約し、必要書類を持参の上、市役所1階の担当窓口で宣誓書に記入することにより、宣誓書受領証と宣誓書受領証カード(希望者のみ)を交付します。

対象 18歳以上の人で次のすべてを満たすこと。

- ◆2人が市内に同居、または1人が市内在住でもう1人が3カ月以内に同居予定
- ◆婚姻していない
- ◆他の相手と同様の宣誓をしていない
- ◆近親者でない(当人同士が養子縁組している場合を除く)

利用できる主な行政サービス

受領証を提示することで各種サービスが利用できます。

詳しくは市ホームページ「くらしのガイド」→「人権同和」、または右のQRコードからご確認ください。



市ホームページ

- ◆市税に関する証明書の交付申請で同居パートナーは申請に係る委任状を省略
- ◆災害弔慰金および災害見舞金の支給
- ◆犯罪被害者支援金の支給
- ◆市営住宅の申し込み
- ◆り災証明書の交付申請 ほか

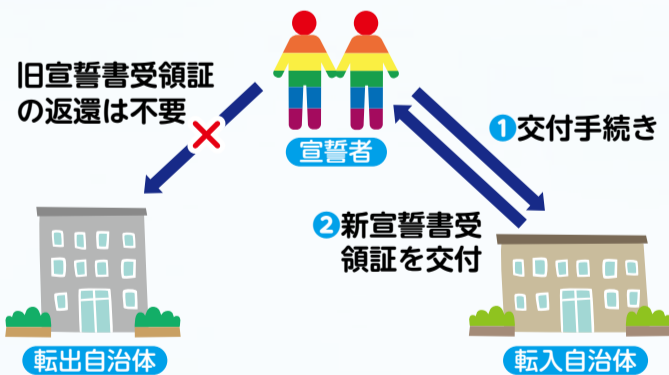
自治体間で連携を図ります

制度の開始に伴い、転入・転出して在住する自治体が変わっても、円滑に制度を利用できるよう、宣誓要件が一致している自治体間で6月27日に協定を締結しました◇7月1日から利用可能です。詳しくは担当へ

連携自治体 海老名市、厚木市、秦野市、愛川町、清川村



連携自治体間で引っ越しをする場合



※1では宣誓書や宣誓に関する確認書兼同意書、戸籍抄本などの提出が不要です

市民・事業者の皆さまへ

市では、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会を目指しています。本制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓された2人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

6色のレインボーは多様性を表すLGBTQのシンボルカラーだよ

